

3年生の保護者、ご家庭の皆様  
3年生の皆さん

## 自動車免許を取得した場合に守るべきルールについて（お知らせ）

新潟県立村松高等学校  
生徒指導部

### 1 3年生の皆さんへ

#### （1）「免許取り立て」の運転は、たいへん危険です

3年生の皆さんの中には現在、卒業後の就職等のために卒業までに運転免許を取得しようとしている人もいます。免許を取得したら、すぐ自動車を運転したくなるかもしれませんが、村松高校では、3年生が運転免許を取得しても、在校中の自動車の運転を禁止しています。「免許取り立て」の高校生が運転する自動車による悲惨な交通事故が、県内・県外であとを絶たないからです。

下のニュースは、決して「他人事」「自分には関係ない」ことではありません。

#### 【高校生の車にはねられ… 71歳男性死亡 免許とりたて】

18歳の高校生が運転する軽ワゴン車に、71歳の男性がはねられ、死亡した。警察によると、21日午後7時40分ごろ、A県・B市の交差点で、道路を横断していた71歳の男性が、18歳の高校生が運転する軽ワゴン車にはねられた。男性は全身を強く打ち、搬送先の病院で死亡が確認された。高校生は免許を取って数か月で、車に同乗者はおらず、一人で運転していた。（以下略）

（参考：FNNプライムオンライン2021年2月22日より。一部改変）

この高校生は、高校の卒業式直前に、かけがえのない一人の命を奪ってしまいました。しかも、未成年が起こした事故の場合は本人だけでなく、保護者も一瞬にして大変な責任を負うことになってしまうのです。

#### （2）若者（16～19歳）の事故が多発。高齢者事故の比ではありません

最近、高齢者の事故のニュースが目につきますが、交通事故全体を見ても、実は、「免許取り立て」の若者が起こす事故の比率が非常に高いのです。右のグラフの「第一当事者」とは、「加害者」になった運転者のことです。16～19歳の運転者（グラフの一番左）が「加害者」になる事故率が、他の年齢層と比べて非常に高いことが一目でわかります。



### (3) 3年生の皆さんは、学校のルールを守りましょう

- ①自動車学校に通う前に、「自動車学校通校許可願」を、学校に提出する。
- ②免許を取得したら、「自動車免許取得報告書」を、学校に提出する。
- ③免許を取っても、在校中は自動車を運転しない。

## 2 保護者、ご家庭の皆様へのお願い

### (1) 「免許取り立て」の危険性を家族で認識してください

免許を取った直後は、自動車を運転したくて仕方がなくなる人がいます。まだ自分の車が無くても、家族の車を借りて運転を始めようとする人がいるかもしれません。

しかし、いくら運転免許の試験に合格していると言っても、初心者やはり運転が未熟です。若さゆえのスピードへの憧れや、実際の運転技術以上に背伸びをしたい気持ちも起こるかもしれません。

ですが、3年生の保護者、ご家庭の方々は、初心者による悲惨な事故がいかに高い比率で起こっているか、表面のグラフ等を見ながら、家族でしっかりと話し合い、「在校中は運転しない・させない」という学校のルールを守ってください。

### (2) 自動車保険の「年齢条件」変更を、忘れずにしておきましょう

高校生が新たに運転免許を取得した場合、絶対に忘れてはならないのが、自動車保険の「年齢条件」変更です。

大人が所有する車の場合、「年齢条件」を高く設定しているはずですが、しかし、10代の子供が運転する可能性が出てきた場合は、子供が運転を始める前に、必ず保険会社に連絡をして、「年齢条件」を変更しておきましょう。

実際にこの時期には、「自動車保険には加入していたけれど、年齢条件が合わず、保険がおりなかった」という悲惨な事故のケースが少なくありません。

死亡事故や重傷事故の場合は、自賠責保険だけではとても足りず、任意保険が未加入だと加害者側も被害者側も大変なことになります。自動車保険の「年齢条件」を下げると保険料は高額になりますが、それは加害事故の多さの裏返しでもあります。

高校卒業後、すぐ自分の自動車を買えない場合、御家族の車を借りて運転する場合もあります。その時、万一、事故を起こしてしまい、しかも「年齢条件」の変更をしていなかったとしたら、どうなるのでしょうか。

「明日連絡をしようと思っていた…」 「ちょっとそこまで練習するつもりだった…」 と、いくら悔やんでみても、起こってしまった事故は、もう取り返しがつきません。

保護者の皆様は、万一にそなえ、できる限りの対策をお願いします。

担当：生徒指導部 星野信明  
電話：0250-58-6003 (代表)